

兵庫県公報

平成30年4月24日 火曜日 第2996号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県防除実施基準等の変更（豊かな森づくり課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	2
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	3
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	4
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	7
○ 教習指導員審査の実施	8

告 示

兵庫県告示第435号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により兵庫県防除実施基準を、同法第7条の5第1項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域をそれぞれ変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称

- (1) 兵庫県防除実施基準の変更
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

2 縦覧場所

兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課森林保全室並びに次の各市役所及び町役場
神戸市、姫路市、豊岡市、西脇市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、多可郡多可町、神崎郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町



兵庫県告示第436号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第112条第1項に規定する 申出をする漁業協同組合の名称
------------	-----	---

兵庫県洲本市炬口2丁目4-1 竹岡千尋 同 県同 市海岸通1丁目9-8 角村庄平	洲本炬口	洲本炬口漁業協同組合
兵庫県姫路市家島町坊勢1番地 森 司 同 県同 市家島町坊勢622番地 森 敏光	坊勢	坊勢漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成30年4月24日から同年5月8日まで
- (2) 縦覧場所 洲本炬口加入区 兵庫県洲本市炬口1丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組合
坊勢加入区 同 県姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合



兵庫県告示第437号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
塩田区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	平成30年3月31日
塩田区域	総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	同 上



兵庫県告示第438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年4月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29丹波位置 0003号	30.4.5	丹波市柏原町北山字土井ノ内221番5の一部	5.00	71.60

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保崎五丁目690番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
京都府福知山市字篠尾721番地
竹 下 保
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年12月7日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－28号（29高砂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

そんぼの家 兵庫柳原	同 市兵庫区三川口町3丁目5—15
------------	-------------------

」

を

「

そんぼの家 兵庫柳原	同 市兵庫区三川口町3丁目5—15
翔月庵 神戸大開	同 市兵庫区大開通5丁目2—22 シーナ 神戸大開ビル

」

に、

「

介護付有料老人ホーム エリーネス須磨	同 市須磨区友が丘7丁目1—21
--------------------	------------------

」

を

「

介護付有料老人ホーム エリーネス須磨	同 市須磨区友が丘7丁目1—21
花・サービス付き高齢者家族向け住宅	同 市須磨区友が丘7丁目1—14

」

に改める。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 1 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年 4月24日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称
兵庫県
- 2 事業の種類
県道三田西インター線改築工事（兵庫県三田市溝口字溝口尾地内から同市長坂字大沢野地内まで）及びこれに伴う国道拡幅工事
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年 4月 9日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地										土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
三田市 長坂 字城ヶ谷	1163番	用悪水路	49 ㎡	49.75 ㎡	15.21 ㎡ (注1) 5.69 ㎡ (注3)	1.42 ㎡ (注2) 0.65 ㎡ (注4)	本庄土地改良区 理事職務執行者 今垣 力	三田市東本庄2446番地の4	なし	—	—	—	—		
三田市 長坂 字城ヶ谷	1164番	用悪水路	138 ㎡	138.46 ㎡	138.46 ㎡	— ㎡									
三田市 長坂 字大沢野	1175番	公衆用道路	59 ㎡	59.50 ㎡	59.50 ㎡	— ㎡									

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

(注2) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑨、⑩、⑪及び⑫の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

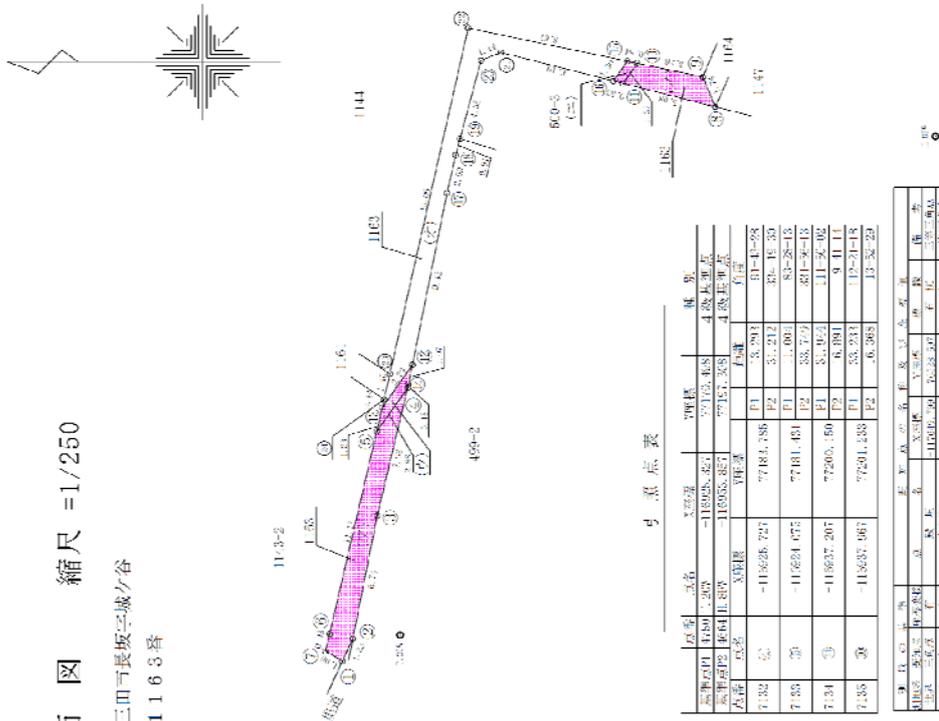
(注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑬、⑭、⑮及び⑯の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

(注4) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の⑰、⑱、⑲及び⑳の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 縮尺=1/250

土地の所在 三田町長坂平城ノ谷
地番 1163番

地番	区分	形状	面積	積算	積算	積算	積算
1163番	A	1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1163番	B	1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		3	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		4	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		5	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		6	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		7	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		8	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		9	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
		10	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000



5 基点表

基点	名称	X座標	Y座標	4級水準点
1	1163-2	-118945.827	77103.468	4級水準点
2	1163-1	-118955.887	77157.308	4級水準点
3	1163-3	-118928.727	77183.385	4級水準点
4	1163-4	-118924.037	77181.031	4級水準点
5	1163-5	-118937.207	77200.150	4級水準点
6	1163-6	-118937.067	77201.338	4級水準点

基点	名称	X座標	Y座標	4級水準点
7	1163-7	-118935.288	77155.315	4級水準点
8	1163-8	-118935.288	77155.315	4級水準点
9	1163-9	-118935.288	77155.315	4級水準点
10	1163-10	-118935.288	77155.315	4級水準点

測地系 北緯緯度系
座標系 V系
測日年月日 平成30年 3月23日

TAY21GD-24 No.3.1.1
国土院国土院測量課

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年4月24日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成30年6月4日（月）から同月8日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成30年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成30年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成30年4月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書

平成30年4月24日（火）から同月26日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成30年4月26日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成30年7月3日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628